官民連携による事業計画企画・立案手法に関する検討業務【概要版】

【1. 業務の目的】

事業計画の策定プロセスの中に官民連携を導入する手法について、事業計画に係るアイデアを民間事業者や地域住民から広く公募する取組や、改正PFI法の民間事業者提案制度の活用方策等について検討を行う。

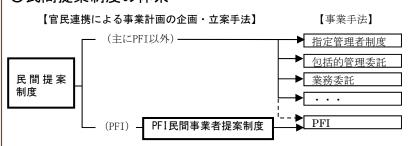
【2. 業務の内容】

- I. 官民連携による企画・立案手法の流れ
- Ⅱ. 民間提案制度の検証
 - ・宝塚市の交通渋滞対策を事例にしたケーススタディ
 - ・地方公共団体における民間提案に対応するための 取り組み事例
 - ・PFI民間事業者提案制度に係る関係主体ヒアリング
- Ⅲ. 民間提案制度活用にあたっての留意点

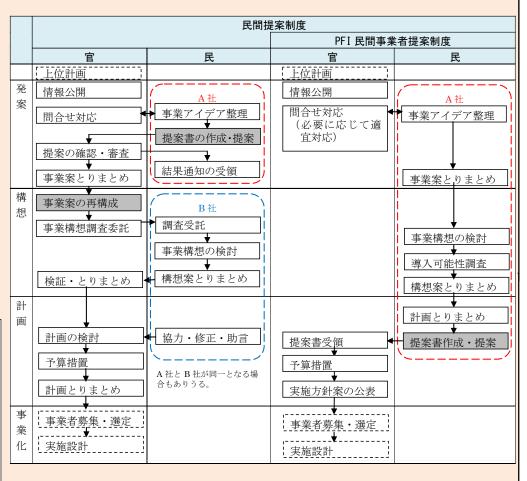
【3. 検討結果概要】

I. 官民連携による企画・立案手法の流れ 民間提案制度の特徴とフローを整理した。

〇民間提案制度の体系



〇民間提案制度のフロー



「民間提案制度」

民による公共サービスの向上及びコスト削減が期待される事業アイデアを発案段階で受け付ける。詳細な事業構想や事業計画の提案までは求めない。施設整備を伴う案件は、さらに計画を詰めるために構想段階で官から民への業務委託も考慮する必要がある。

「PFI民間事業者提案制度」

民間事業者の責任において発案から事業計画の作成までを一体的に行う。計画段階で実施方針の提案を求める。提案書には、導入可能性調査(リスク分担の検討、VFMの算出等)に該当する部分も含めて、提案者が独自に行うことが必要となる。

Ⅱ. 民間提案制度の検証

以下の3点で民間提案制度について検証した。

(1) 宝塚市の交通渋滞対策を事例にしたケーススタディ



関係自治体、地域の関係主体等へのヒアリングとデータ分析等を行い、対策案を整理・検証した。検討を通じて、官民連携による事業計画の企画・立案手法における課題を整理した。

【考察】

今回の検討では、渋滞対策のみに焦点を当てる形での検討に留まったが、 今後、連続立体交差事業等について更なる検討を行う場合には、渋滞解消 以外の経済波及効果についても検討するとともに、渋滞対策事業単体とし てだけではなく、沿線等を含めた街づくりの観点や民間事業者のノウハウ・ 資金等の一層の活用といった視点を踏まえて検討を深めることが望まれる。

- (2)地方公共団体における民間提案に対応するための取り組み事例 藤沢市の制度は「アイデア提案」と「事業化」の2ステップ制。全事業が対象で新規事業は対象外。事業概要・費用を公表し、事業内容の問合せは事業部門が対応。提案の部分採用を行い事業案を再構成。
- (3)PFI民間事業者提案制度に係る関係主体ヒアリング
- ・民の負担が大きいため、アドバンテージの付与が必要
- ・VFMの計算を民に任せるには官のサポートが必要
- ・情報開示に関しては先行者利益を保護するための配慮が必要
- ・企画立案の過程で、繰り返し官民の間で連携する仕組みとすべき

Ⅲ. 民間提案制度活用にあたっての留意点

「Ⅱ.民間提案制度の検証」を踏まえて留意点を整理した。

民間提案制度(青文字はPFI民間事業者提案制度と共通項目)

| <u>民</u> | 民間提案制度(青文字はPFI民間事業者提案制度と共通項目) | | |
|----------|---|--|--|
| | 官 | 民 | |
| 発案 | ○新規事業を受けてはないである。 ○新規事業を受けるか否かの設定 ○発案を受ける事業を指定するか否かの設定 ○受付期間の設定 ○受付期間の設定 ○提案を採用した民間事業者へのインセンテ済資格の設定 ○は実を採用した民間事業者へのインセンに募資格の設定 ○自治体の諸計画・調査結果・現状の事業概要やコストの公表 ○自治体の諸計画・調査結果・現状の事業概要やコストの公表 ○行政課題につなげるのに、 「行政課題につなば近のの、 「公正・実施する条件の明確化 ○データ収集への協力 ○公正・中立な審査体制の構築 ○審査理由の公表 | ○採りうる事業手法と事業実施の条件の確認 ○事業の必要性を証明し適正規模を設定するためのデータ分析等の実施 | |
| 構想 | ○採択した発案を元にした事業案の再構成 ○調査委託者による事業企画に含める項目の明示 ○検討体制の整備 ○情報提供依頼への協力 ○円滑な情報入手への協力 ○住民意識調査による合意形成に向けた 課題整理 | ○十分な情報収集・調査の実施 ○事業規模の必要最小限化 ○技術的・法的な条件への対応の早期検討 ○自治体の事情に適した事業 手法の選択 ○実現可能性が高く効率的な事業スキーム案の選択 ○一定精度の事業費の算定 ○複数案の設定 | |
| 計画 | ○法令上必要となる手続きの実施 ○実施可能なスケジュールの策定 | | |
| | | | |

PFI民間事業者提案制度(下記は当該制度のみに当てはまる項目)

| Ι. | 「「以间事未行徒未削及(「此ば当該削及のがに当てはよる項目) | | | |
|----|--------------------------------|---------------------|---------------|--|
| | | 官 | 民 | |
| | - | OPFI事業手法や民間事業者提案制度に | ○事業実施の条件の確認 | |
| | 発案 | 関する事前相談の受付 | | |
| | 条 | OVFM計算の考え方や方法の明示 | | |
| | | ○審査体制の構築 | | |
| | 構想 | (民間提案制度の共通項目のみ) | (民間提案制度の共通項目の | |
| | 想 | | み) | |
| | | 〇事業意義を明確化する資料の要請 | | |
| | | 〇受付自治体・部門の明確化 | | |
| | 計 | 〇審査、採否の回答までのスケジュール | | |
| | 計画 | の明示 | | |
| | | 〇提案内容・審査結果・採否理由の公表 | | |
| | | OVFMの精査 | | |
| | | | | |